破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第２０８号

愛知県豊橋市草間町字東山121番地、従前の住所愛知県豊橋市福岡町42番地

債務者　伊藤　　一

1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　大輔
4　破産債権の届出期間　平成27年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月22日午前11時10分
6　免責意見申述期間　平成28年１月８日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４２５号

岡山市南区浜野２丁目５番14号コーポかたやまＤ棟101号室

債務者　黒崎　泰男

1　決定年月日時　平成27年11月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑島　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成28年１月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成28年１月12日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９２６号

千葉県市原市光風台４丁目358番地

債務者　菅原美惠子

1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　義和
4　破産債権の届出期間　平成27年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後２時
6　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９３８号

千葉市緑区越智町1701番地149

債務者　磯野　真吾

1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮武　　淳
4　破産債権の届出期間　平成27年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５０６号

埼玉県三郷市彦成３丁目11番５―810号、旧住所埼玉県三郷市彦成３丁目７番１―508号

債務者　若林　秀和

1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　破産債権の届出期間　平成27年12月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号

愛知県豊橋市飯村南２丁目４番地の25、住民票上の住所愛知県豊橋市飯村北１丁目10番地の20

債務者　永井建築設計こと　永井　明広

1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯田　　稔
4　破産債権の届出期間　平成27年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２３４号

奈良県香芝市上中1268番地140、前住所奈良県香芝市上中1248番地９

債務者　川畑　執司

1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　浩志
4　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２３５号

奈良県香芝市上中1268番地140、前住所奈良県香芝市上中1248番地９

債務者　川畑亜矢子

1　決定年月日時　平成27年11月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南條　浩志
4　破産債権の届出期間　平成27年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第９２４号

千葉県船橋市坪井東５丁目13番13号

債務者　田中　　藍（旧姓坂上）

1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恒平
4　破産債権の届出期間　平成27年12月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１７７号

愛知県豊橋市馬見塚町298番地―Ａ、従前の住所愛知県田原市池尻町中瀬古44番地２

債務者　杉原　祐次

1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水ちはる
4　破産債権の届出期間　平成27年12月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第９１５号

千葉県市川市相之川３―５―20―201、住民票上の住所千葉県市川市柏井町３丁目534番地６

債務者　国枝　大輔

1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成27年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９１６号

千葉県市川市相之川３丁目５番20―201号（サンワード石井第１マンション）

債務者　国枝知恵子

1　決定年月日時　平成27年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成27年12月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９６８号

千葉県船橋市金杉３丁目19番53号

債務者　三浦　廣徳

1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　秀樹
4　破産債権の届出期間　平成27年12月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３２０号

岩手県滝沢市牧野林956番地

債務者　谷地　文子

1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　　耕
4　破産債権の届出期間　平成27年12月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成28年２月４日まで
盛岡地方裁判所第２民事部